

## 新規（新品）機体認証の申請ガイド

第二種機体認証では、機体登録から1か月以内のもので一度も飛行させていない（航空の用に供していない）機体は新規（新品）申請となり、飛行規程や整備記録等の複雑な書類を添付する必要がありません。

新規（新品）申請においては、申請される機体が第二種型式認証を有している機体であることを証明する書類（必要な事項を写した写真）を添付するのみで機体認証を受けることができます。

### 1. 申請前の確認

新規（新品）申請の対象となるには条件があります。

- ・ 第二種型式認証を取得しているモデルであること

（機体に型式認証書番号が表示されていることを確認してください）

- ・ 機体登録をしていること
- ・ 機体登録から1か月以内であること
- ・ 新品として購入してから一度も飛行させていないこと

以上を一つでも満たしていない場合は中古機検査となるか、当会での検査対象外となる恐れがあります。

### 2. 航空局への申請

航空局の[ドローン情報基盤システム\(DIPS2.0\)](#)から、機体認証新規申請へ進んでください。

航空局の[機体認証申請手続操作マニュアル](#)に従って申請情報を記入していきます。

- ・ 機体認証検査においては航空局、検査機関との事前調整は必要ありませんが、事前調整済みにチェックを入れて進んでください。
- ・ 新規（新品）ですので「航空の用に供していない」をチェックしてください。
- ・ 「型式認証等を受けたものによる整備記録資料」に、※補足：申請に添付する写真の撮り方※による必要事項を写した画像ファイルを添付してください。
- ・ **検査機関の希望は日本海事協会を選択してください。**
- ・ 手数料額は、初期状態では航空局における検査手数料が記入されています。[日本海事協会 HP](#)から、申請内容に該当する検査手数料を確認し当該手数料の金額に変更してください。

### 3. 日本海事協会への検査申し込み

航空局への申請が完了すると、日本海事協会より「第二種機体認証の検査申込書」がメールにより送付されます。

メールに添付の「機体認証検査実施に関する規約」に合意した上で、検査申込書に必要な事項を記入しPDF ファイルにて返送してください。

#### 4. 手数料の入金

検査申込書の受領後、決済サービス代行会社より検査手数料に関するメールが送付されます。メール記載の決済サービスにて手数料額を確認後、決済手段を選択し入金してください。

決済手段はクレジットカード払いと銀行振込が可能です。

システムの仕様上、一度銀行振込を選択されると銀行振込口座情報のご案内が送信され、クレジットカード払いが選択出来なくなりますので注意してください。

#### 5. 申請完了～機体認証書発行

手数料の入金確認をもって正式に申請完了、検査受付となります。

添付された写真の不具合やその他申請の不備が見つかったら、DIPS から修正の指示を受けるか、場合によっては不合格となることもあります。

修正指示を受けた場合は 2. の補足を参考に、修正を行ってください。

また、追加書類の提出の依頼及び修正指示から 30 日を超えても正当な理由なく申請者が対応しなかった場合には、不合格となります。

検査合格後、国土交通省航空局より機体認証書が発行されます。

## ※補足：申請に添付する写真の撮り方※

機体認証申請に添付する写真では、

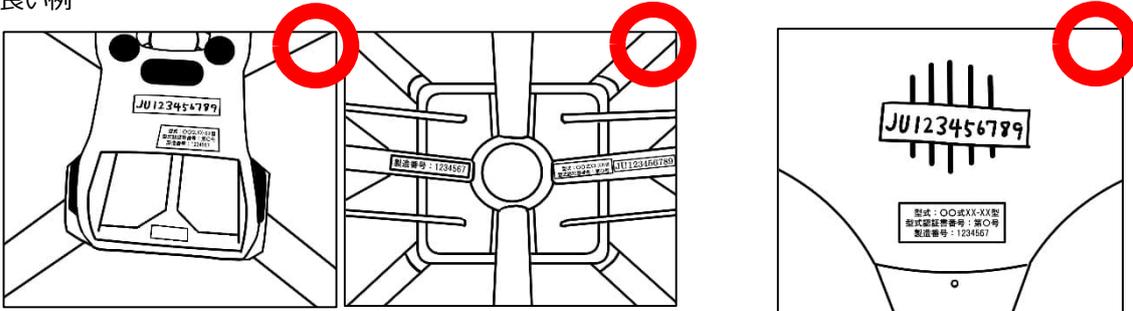
- ・型式認証の表示（型式名、型式認証書番号、製造番号）
- ・機体登録記号

が一枚に収められている必要があります。

ただし、機体登録記号の表示が離れていて一枚の写真に収めることが難しい場合は、型式認証の表示の近くに機体登録記号を転記した付箋等を張り付けることが認められています。

※転記ミスや判読困難な場合は不適合と判断される場合がありますので、明瞭かつ丁寧に記入してください。

良い例



必要な表示が明瞭かつ1枚の写真に収まっている

機体登録記号を付箋で添付、明瞭かつ1枚の写真に収まっている

悪い例



表示が1枚の写真に収まっていない、途切れている

表示が読み取れないほど不鮮明

画像が加工されている